でご確認下さい。

大阪府宅地建物取引業協会 なにわ京阪支部 支部長 辻本 和男 TEL06-6147-7281

## 「宅地建物取引業者票」改訂に関するお知らせ

宅建業法施行規則の一部を改正する省令(令和6年国土交通省令第70号)等が交付され、令和7年4月1日から宅地建物取引業者票(様式第9号)の様式が変更されます。

詳細は本部 HP の会員ページをご参照下さい(ID・パスワードを忘れた方は支部へ)。 そのページよりダウンロードして自身で新しい業者票を作成する事も可能です。 たくっちマガジン 1・2 月合併号(1/28 発送済)でもお知らせを記載していますの

また、本部より紙の業者票(白紙)が支部に届きますので、<u>全会員に2月下旬頃より</u>順次発送しますのでご利用下さい。

4月1日から新しい業者票となりますので、ご準備下さい。宜しくお願いします。

(3月までは旧業者票の掲示でお願いします)